



『連合アクション県中央街頭行動』の取り組み



底上げ・底支え、格差是正、働くことを軸とする安心社会実現に取り組む



挨拶する澤田精一・連合福島会長

連合福島は、10月4日(金)の17:30より福島駅東口エスタビル前において「連合アクション県中央街頭行動」を実施した。

これまで、格差是正と働き方改革、36協定の厳格化、そして最低賃金引き上げなど労働課題を提起し、連合福島の取り組みについて定期的に社会発信をし、世論喚起をはかってきた。

10月5日から福島県最低賃金が955円に改正・適用されることから、実効性確保と県民への周知・浸透をはかるための「連合アクション県内6地域統一街頭行動」を現在実施している。今回は6地域の中の県中央街頭行動として、福島市において生憎の雨の中ではあったが、副会長・福島地区連合役員の協力も得て取り組んだ。

冒頭、連合福島を代表し澤田精一会長は、『今も食料品を中心に物価が上昇し、ガソリン等の燃料も高い水準が継続し、私たちの生活

に大きな影響を及ぼしている。

そのような中、今年の春闘は5%以上の賃上げを目標に掲げ取り組み、労働組合の頑張りにより、最終的には福島も5%を超え、33年ぶりとなる引上げ率5.06%と高い水準での賃金改善となった。正に、ステージ転換に向けた大きな一歩となった。

連合福島は、引続き労務費を含む適正な価格転嫁の実施を求め、継続した賃上げを求めている。

最低賃金とは、「この金額を下回る金額で、人を働かせてはいけない！」と国が定めている賃金に関する最低限のルールで、都道府県ごとに決められており毎年10月に見直されている。福島県では10月5日から、現在の最低賃金900円から55円引き上がり、時給で955円になる。福島県・福島市で働くみなさん、パート、アルバイトで働いている全ての人が該当する。



県北地域連合・菅井議長

による取り組みアピール

是非、これから貰えるご自身の給与明細をチェックして、自分の賃金が最低賃金時給955円を上回っているかチェックして頂きたい。もし、その金額が支払われていない、足りていない場合は法律違反である。この場合、雇用主には罰則が科せられ、労働者はその差額を雇用主に請求できる。自分の賃金について少しでも心配になったら、是非とも、私たち労働組合の連合・連合福島に相談をして頂きたい。

連合福島は、引き続き早期に「誰もが時給1,000円」、早期に1,500円達成に向けて運動を継続すると共に、県内の全ての働く者の賃金・労働条件の改善を支援し、「底上げ・底支え」「格差是正」に取り組み、「働くことを軸とする安心社会」実現に取り組む』と挨拶した。

続いて、連合福島最低賃金対策委員会・高原英二副委員長からの挨拶をいただき、最後に、県北地域連合・菅井謙一議長より連合福島の取り組みアピールをし、街頭行動を打ち上げた。



挨拶をする

高原英二・最低賃金対策副委員長